

医療機器の販売・貸与・修理業における 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

日本医療機器産業連合会

販売・保守委員会委員長

感染防止ガイドライン作成WG主査

株式会社 吉田製作所 経営渉外室 室長 山口 幸宏

本日の内容

- 1.日本医療機器産業連合会とは
- 2.新型コロナウイルス感染症が拡大して、行ったこと
- 3.新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインについて
- 4.さいごに



1.日本医療機器産業連合会とは

医機連の概要

- 会員所属団体数
20団体 会員企業数 約4,280社
従業員数 約12万人
- 特別会員
2団体 賛助会員 160社
- 製造業者 2,050社
- 販売業者 2,230社

医機連の組織図



2. 新型コロナウイルス感染症が拡大して、行ったこと

新型コロナウイルス感染症における ワクチン接種に対する要望①



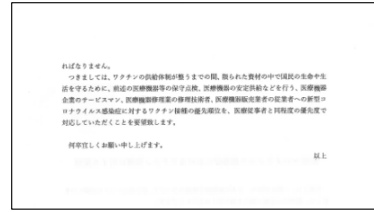
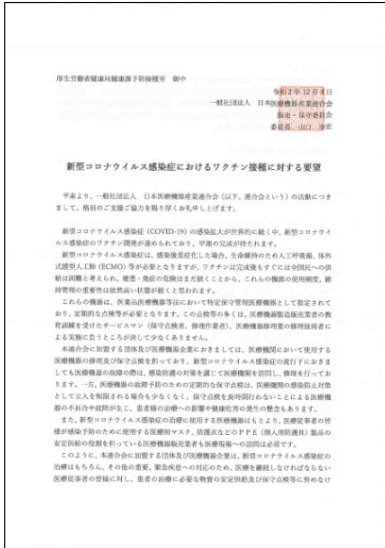
新型コロナウイルス感染症における ワクチン接種に対する要望②

令和2年12月4日

厚生労働省健康局健康課予防接種室へ

新型コロナウイルス感染症における
ワクチン接種に対する要望書提出

新型コロナウイルス感染症における ワクチン接種に対する要望③



ワクチンの供給体制が整うまでの間、限られた資材の中で国民の生命や生活を守るために、前述の医療機器等の保守点検、医療機器の安定供給などを行う、**医療機器企業のサービスマン、医療機器修理業の修理技術者、医療機器販売業者の従業者への新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の優先順位を、医療従事者と同程度の優先度で対応していただくことを要望致します。**

新型コロナウイルス感染症における ワクチン接種に対する要望④

(2021年2月17日時点)

医療従事者等の範囲について

(1) **医療従事者等に早期に接種する理由**として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・業務の特性として、**新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者(注)**と**頻繁に接する**業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと。
- ・従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、**医療提供体制の確保のために必要**であること。

※なお、ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防目的として医療従事者等に接種するものでないことに留意(医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない)

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

新型コロナウイルス感染症における ワクチン接種に対する要望⑤

(2021年2月17日時点)

医療従事者等の範囲について

(2) **医療従事者等の範囲**は以下とする。

○病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者^(注))を含む。(以下同じ。)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

※ 診療科、職種は限定しない。(歯科も含まれる。)

※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる

※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。

※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。

※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。

なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

3.新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインについて



なぜ、ガイドライン？

医機連及び医機連に加盟する団体、さらには事業者の従業員や医療従事者及び医療を受ける方々の生命と生活を守っていくため、医療機関への迅速で切れ目のない医療機器の提供、医療現場への立入りに際しての安全性の確保の重視により、安全で安定した供給体制を確保すべく、ウイズコロナ時代の関連産業振興のために感染防護に対する基本的な考え方や基本項目を確認する



『医療機器販売・貸与業、修理業における 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン』

2021年5月25日発行

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年2月12日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定事項を踏まえ、さらには、事業者が提供するサービス場面ごとに具体的な感染予防を実践することが不可欠とする新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）における「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」のとりまとめの提言等に基づいている。

感染予防対策と社会経済活動の両立を図る上で必要と考えられる事項のうち共通する事項について例示したものであり、各事業者においては、地域性や事業規模等を勘案し、実情に合わせた対策を講じていただく必要がある。

ガイドラインの構成

第1章 感染予防のための基本的な考え方

1. 感染予防のための基本的な考え方
2. 本ガイドラインの範囲

第2章 業務における感染予防

1. 医療機関への訪問
2. 医療機器の引き取り・消毒方法
3. 感染者対応医療関連施設への立入時の注意

第3章 個人防護具（マスク、ゴーグル・フェイスシールド、手袋等）の種類と着脱

1. 個人防護について

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応

1. 事業者の感染対応体制の構築と従業員への周知
2. 従業員の家族が感染した場合又は濃厚接触が疑われる場合の対応

第1章 感染予防のための基本的な考え方①

1. 感染予防のための基本的な考え方



①換気の悪い密閉空間

②多数が集まる密集場所

③間近で会話や発声をする密接場所

出典:首相官邸HPより

第1章 感染予防のための基本的な考え方②

2. 本ガイドラインの範囲

対象活動範囲

医療機器における、販売・貸与業者での従業員が、**医療機関への医療機器搬入**を行う場合に適用し、医療機器の販売拡大・製品紹介等についての訪問は準用とする。

また、修理業の従業員が、医療機関に**修理等のために訪問する場合**、修理等のために**医療機関から医療機器を引き取る**、あるいは**他の修理業者等に搬送する**場合に適用する。

なお、医療機器を取り扱う**他の業種については、その業種で発行されるガイドライン等を遵守し**、本ガイドラインを参考に各社で対応すること。

第2章 業務における感染予防①

健康管理①

- 医療機関を訪問する・しないにかかわらず、健康状態を把握しておく。
- 医療機関に出入りする方は、不特定多数での会食など、感染者、濃厚接触者の要因となり得る行動を日ごろから避けるよう努める



第2章 業務における感染予防②

健康管理②

- 食事や睡眠時間
- 検温は、少なくとも1日1回決められた時間
(朝晩2回行うことが望ましい)
- マスク、手洗い、手指消毒の習慣化
- 勤務外でも感染リスクの高い場所への立入を控える



第2章 業務における感染予防③

健康管理【補足】

◆ 事業所でのバックアップ体制を構築しておく

- ・体調不良の際に無理して出勤、訪問しない
- ・事業所内であらかじめ体制を定めておく



◆ 新型コロナウイルス感染を疑う場合

- ・体調不良の際に無理して出勤、訪問しない
- ・かかりつけ医、自治体、保健所などに電話で相談し行動する
- ・事業所内で出勤停止様態などをあらかじめ定めておく



第2章 業務における感染予防④

訪問時の服装

感染リスク低減のため以下を心掛ける。

- ・洗濯しやすいものを着用し、毎日洗濯することが望ましい。
- ・連日同じスーツは着用せず期間を空ける。
- ・冬季の防寒衣は表面が滑らかなものが望ましい。
- ・医療機関の建物内へは防寒衣を脱いで入館する。
- ・マスク着用。必要に応じてフェイスシールド、ゴーグル、防護服、手袋等を準備。

第2章 業務における感染予防⑤

訪問時の服装【補足】

帰社・帰宅しても注意

- ・訪問した医療機関から戻ったとき、着替えるなどして、持込みの抑制を心掛ける。
- ・こまめに洗濯。



第2章 業務における感染予防⑥

施設訪問の際の消毒方法

医療機関の建物に入る際は、以下を注意。

- ・入館の注意事項、指定の消毒方法など、施設の担当者や窓口に確認
- ・ゾーニングがされている場合、詳細（識別、行為、着衣、持ち込み品のルール）を厳守
- ・一般者の往来区域（トイレ、売店など）の立入りは最小限
- ・利用した場合は手洗い、手指消毒する



第2章 業務における感染予防⑦

施設訪問の際の消毒方法【補足】

- ・消毒剤の携帯（スプレー式の小型容器など）
- ・ゾーニングとは？
 - ・清潔区域と汚染区域を分け
 - ・感染拡大防止のために重要
- ・ドアノブの接触感染に注意
 - ・ドアノブの消毒や触った後の手指消毒もおこなう



第2章 業務における感染予防⑧

医療機関内での行動

- ・用件終了後、速やかな退去
- ・長時間や連日の滞在の際は、関係者以外との接触を出来る限り回避
- ・食事休憩等は、密にならない時間帯・場所を選ぶ
- ・マスクなしでの会話は控え、黙食を心掛ける
- ・会話や電話通話の際はマスクは外さない
- ・通話機器の通話口や把持した場所は消毒する



第2章 業務における感染予防⑨

医療機関内への持ち込み品の清潔状態

- ・設置または修理時使用の測定器や工具類、運搬備品など、日ごろから清潔にし、消毒する。

【補足】

- ・測定器や工具類にウイルスが付着している恐れがある時
 - 消毒剤で除菌を徹底してから医療機関に持ち込む
 - 搬入経路からの汚染が懸念される場合は、ポリ袋などで持ち込み品を覆い、室内に入る前に覆いを外して持ち込む
 - 覆いのポリ袋等は、廃棄用の袋等に収納



第2章 業務における感染予防⑩

医療機器の引き取り・消毒方法

医療機器の消毒

- ・洗浄や清拭がおこなわれていることを確認
- ・確認が出来ない時、機器の消毒、輸送を行う前に、洗浄や清拭を行う。
- ・アルコール：濃度70%以上～95%以下のエタノール
- ・次亜塩素酸ナトリウム：濃度0.05%
- ・清拭に使用したガーゼ等は再使用せず適切に廃棄



第2章 業務における感染予防⑪

営業所への輸送・表示等

- ・消毒を適切に実施した際は通常の取扱いで問題ない
- ・消毒ができない場合
 - ・二重のポリ袋等に入れ封をし『未消毒』と明記
 - ・対応不可の場合は、製造販売業者、専門業者に問い合わせる
- ・引き取り後に感染者が使用したと判明した場合
 - ・消毒が適切に実施されていれば通常の取扱いで問題ない
 - ・未消毒だった場合は事業者へ報告し、事業者の判断に従う
- ・滅菌が必要な場合は指定された方法、条件で実施する



第3章 個人防護具の種類と着脱①

感染経路



第3章 個人防護具の種類と着脱②

COVID-19 感染経路

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

水分を含んでいるため、大きさ(5 μ m以上)と重さがあり、1~2m程度を飛んで落下する。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付く。

他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

エアロゾル感染

気体の中に微粒子が浮遊している状態(エアロゾル)で、その中に感染者の飛沫などに含まれていたウイルスが含まれ、ほかの人がそれを吸い込むことによって感染することを指す。

(国際的な定義は無い)

第3章 個人防護具の種類と着脱③

感染経路別対策：飛沫①

マスク

- ・自身からの飛沫拡散を抑止し、他者への感染を防ぐ。
- ・飛沫吸引の抑止効果も期待
- ・フィルター性能規格
 - ・BFE(細菌ろ過効率)：3 μm 程度の細菌を含む粒子のろ過率
 - ・PFE(微粒子ろ過効率)：0.1 μm の試験粒子のろ過率
 - ・VFE(ウイルス飛沫捕集効率)：3 μm 程度のウイルスを含む粒子のろ過率

第3章 個人防護具の種類と着脱④

感染経路別対策：飛沫②

ゴーグル

- ・飛沫が飛散する場合に、それに含まれる病原体による曝露から結膜を防護する。
- ・顔面の他の部位への跳ね返りや飛び散りに対する防護機能はない。



第3章 個人防護具の種類と着脱⑤

感染経路別対策：飛沫③

フェイスシールド

- ・形状によって眼部に加えて、同時に鼻腔、口腔粘膜を同時に防護し、あるいは側頭面への跳ね返りや飛び散りを減少させる。
- ・自身の防御に有効であって、自身からの飛沫拡散防止効果は薄い。
- ・マスクとの併用が必要である。



第3章 個人防護具の種類と着脱⑥

感染経路別対策：接触①

手指衛生（手洗い・手指消毒）

- ・COVID-19の接触感染予防における基本
- ・手に付着した病原微生物を除去（減少）し、感染リスクを低減させる。

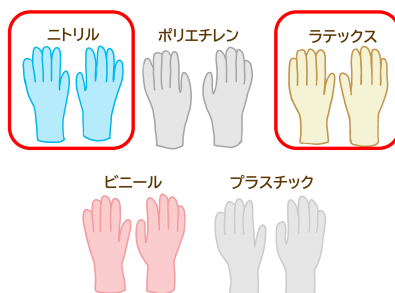


第3章 個人防護具の種類と着脱⑦

感染経路別対策:接触②

手袋

- ・血液や体液等の湿性生体物質に触れる場合や、その可能性がある場合に装着
- ・患者周辺の環境表面や医療機器、ベッドレールなどの物品に触れるときにも装着することが望ましい。



第3章 個人防護具の種類と着脱⑧

感染経路別対策:接触③

ガウン・エプロン・キャップ

- ・血液や体液等の湿性生体物質からの汚染や浮遊菌の付着から自身を防護。
- ・自身からの埃や毛髪の落下等を防ぐ。



第3章 個人防護具の種類と着脱⑨

個人防護具の種類と用途まとめ

防護具	目的	着用場面	推奨度
サージカルマスク	飛沫拡散予防	常時	◎
ゴーグル・フェイスシールド	飛沫からの防護	飛沫や跳ね返りを浴びる可能性がある場合	着用場面以外は必要なし
手袋(ニトリル他)	汚染予防	湿性生体物質に触れる可能性がある場合 患者周辺のものに触れる場合	常時携行が望ましい
ガウン・エプロン・ソフトキャップ	汚染予防	湿性生体物質を含んだものに汚染される可能性がある場合	着用場面以外は必要なし 医療機関のルールに則る
	汚染防止	清潔区域に入る場合	着用場面以外は必要なし 医療機関のルールに則る

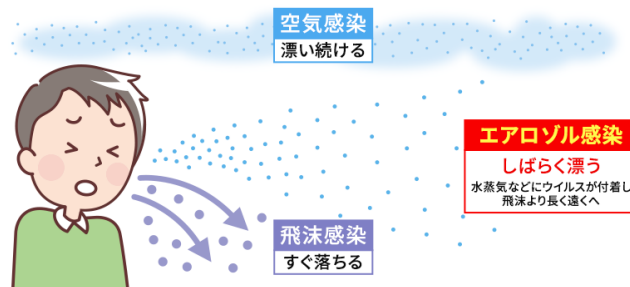
第3章 個人防護具の種類と着脱⑩

感染経路別対策:エアロゾル

飛沫感染 > エアロゾル感染 < 空気感染
(粒子の大きさ)

マスク + 換気 + 3密の回避

エアロゾル感染とは



第3章 個人防護具の種類と着脱⑩

個人防護具 注意点①

サージカルマスク

- ・鼻を覆った状態で着用する。(鼻を出さない)
- ・毎日新しいものと交換する。
- ・湿りや臭いを感じたら新しいものと交換する。
- ・廃棄した後は、必ず、手洗いや手指消毒剤で手指衛生を行う。



注 使用後のマスク表面は微生物に汚染されている可能性があるため、触れないようにします



サラヤ株式会社、医療従事者向けサイト Medical SARAYA.
(URL: <https://med.saraya.com/kansen/ppe/chokudatsu/gown.html> 2021年3月22日現在)

第3章 個人防護具の種類と着脱⑩

個人防護具 注意点②

手袋

- ・破損や穴が開いた時は廃棄のマニュアルに従って廃棄し、手洗いや手指消毒を行ったうえで、新しいものを装着・毎日新しいものと交換する。
- ・機器及び作業区域毎に交換する。
- ・廃棄した後は、必ず、手洗いや手指消毒剤で手指衛生を行う。
- ・手袋をつけたまま、手を洗う、又は手指消毒をしてはいけない。

第3章 個人防護具の種類と着脱①

個人防護具の廃棄

持ち帰る時の注意

- ・使い捨てのもの・再使用するものに分別。持参したポリ袋等に入れて、しっかり封をして持ち帰る。
- ・ポリ袋等が、破れる恐れがある場合には二重にする。
- ・封をした後は、必ず手洗いや手指消毒等の手指衛生を行う。

持ち帰った後の処理

- ・使い捨てのものは、そのまま通常の廃棄処理とする。
- ・家庭においても手袋とマスクをすることが望ましい。
- ・他のものと一緒に洗濯することは避ける。

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応①

構成

1. 事業者の感染対応体制の構築と従業員への周知
 - 1.1 従業員に感染が疑われる場合
 - 1.2 従業員が感染者となった場合の対応
2. 従業員の家族が感染した場合又は濃厚接触が疑われる場合の対応
 - 2.1 家族が感染した場合
 - 2.2 家族が感染を疑われる場合

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応②

- ・感染が疑われる事象が発生した場合の対応
- ・事業者としての対応



感染拡大の防止や事業の継続、得意先を含めた社会への影響において重要

事業者としての社会的責務

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応③

事業者の対応

1. 社内の感染予防
2. 感染者発生の際の感染拡大の防止
3. 感染者が安心して治療できる環境整備
4. 感染者の業務復帰後のケア



情報を収集し、対応事項を定め、従業員への周知

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応④

事業者から従業員への周知事項



- ① 症状の認識(どのような症状が新型コロナウイルスの感染かを知っておく)
 - ・発熱、咳、息切れ、味覚臭覚の異変など
- ② 発症時の行動(感染防止)
 - ・外出の禁止、家庭内の感染予防(隔離・マスクの着用等)
- ③ 保健所・相談センターの連絡先(電話番号や場所)の把握
 - ・家族との共有
- ④ 会社への報告(報告先・報告内容)
 - ・症状、接触者の迅速な特定

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑤

感染が疑われる従業員からの事業者への報告

- ① 外出の禁止・同居家族からの隔離をする。
 - ・二次感染・三次感染などの感染拡大の防止
- ② かかりつけ医や相談センター等に連絡し、指示を守る。
 - ・PCR等検査の実施、治療場所等の指示を受ける。
- ③ 会社への報告
 - ・症状、過去(約2週間)の行動履歴の連絡

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑥

従業員が感染者となった場合の対応①

濃厚接触者の特定

- ①濃厚接触者の定義を事前に把握しておく。
- ②従業員の過去の行動履歴(少なくとも4日以上、可能であれば14日間)から濃厚接触者を特定する。
 - ・特定は従業員の所属長や同僚等の役割(事前に認識)
- ③得意先訪問の場合は従業員の感染を報告し、濃厚接触者の特定となる。

【参考】
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡
「職場における積極的な検査等の実施手順」
● 初動対応における接触者への対応
● 濃厚接触者特定のための検査の促進 などについて記載

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑦

従業員が感染者となった場合の対応②

濃厚接触者のPCR検査等の結果がでるまでの業務体制

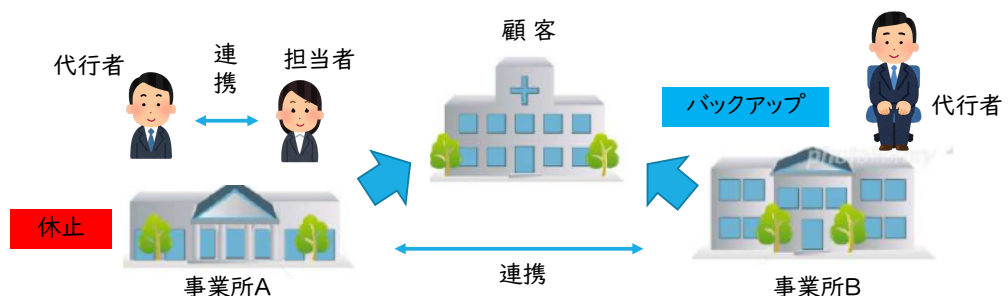
- ①事業所・営業所の休止・閉鎖
(濃厚接触者自宅待機中、消毒作業期間等)
 - ・自宅待機の濃厚接触者の勤務形態(在宅勤務での対応)
 - ・自宅待機中の勤怠扱い
- ②業務のバックアップ (→次のスライドで説明)

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑧

従業員が感染者となった場合の対応③

代行者・代行事業所の準備

- ①新型コロナの場合は、治療期間が長い(2週間)・複人数が該当となる場合があることを考慮して体制の構築
- ②顧客・得意先に迅速に連絡

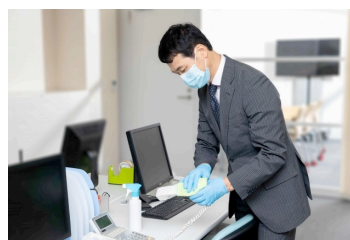


第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑨

従業員が感染者となった場合の対応④

関連場所や器具等の消毒作業

- ①消毒を委託する業者の確認
- ②従業員の職場や使用した備品等は入念に消毒し、消毒後に使用する。
- ③立ち寄り先においては従業員の感染対策の状況(飛沫や接触による懸念)を考慮して対処



第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑩

従業員が感染者となった場合の対応⑤

業務への復帰と復帰後のケア

①業務復帰の決定

- ・治療完了後（治療する医師の判断）
- ・必要に応じ、医師や保健所等からの助言を考慮

②事業者・関係者の配慮

- ・メンタルヘルスケア
- ・個人情報等への配慮

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑪

メンタルヘルスケア

配慮すべきポイント

- ①不安やストレスを軽減する。
- ②誤った不安や必要以上の不安を抱かないよう、行政や関連学会等からの正しい情報の入手と、その開示を行う。
- ③産業保健医等との質疑応答ができる環境をつくる。
- ④一人で不安を抱え込まないよう、上司や同僚とのコミュニケーションを促進する。
- ⑤依存症（アルコール・ゲーム・ギャンブル等）の悪化にも注意を払う。
- ⑥あってはならない差別を防止する。
- ⑦安心して療養・休業できる体制をつくる。

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑫

個人情報等への配慮

個人情報保護委員会ホームページより

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個データの取扱いについて、(別紙)質問に関する回答より

社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た。社内公表する場合の注意点は何か。



同一事業者内での個人データの提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、本人の同意は必要ありません。また、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、当該事業者内での2次感染防止や事業活動の継続のために必要がある場合には、本人の同意を得る必要はありません。

第4章 感染者発生等の際の事業者の対応⑬

従業員の家族が感染した場合又は濃厚接触が疑われる場合の対応

家族が感染した場合

- ①従業員は14日間の自宅待機(症状によってはテレワーク等)を原則
- ②保健所の許可などが出された場合に出社可能

家族が感染を疑われる場合

- ①家族の検査結果が出るまでは自宅待機(症状によってはテレワーク等)を継続
- ②家族が、PCR検査において陰性であった場合には自宅待機を解く。

第5章 参考・資料等

新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧 (それぞれ所定の濃度があります)

方法	モノ	手指	現在の市販品の薬機法上の整理
水及び石鹼による洗浄	○	○	—
熱水	○	×	—
アルコール消毒液	○	○	医薬品・医薬部外品(モノへの適用は「雑品」)
次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (塩素系漂白剤)	○	×	「雑品」(一部、医薬品)
手指用以外の界面活性剤 (洗剤)	○	— (未評価)	「雑品」(一部、医薬品・医薬部外品)
次亜塩素酸水 (一定条件を満たすもの)	○	— (未評価)	「雑品」(一部、医薬品)

4. さいごに

作成にあたって

大阪大学 大学院医学系研究科循環器内科学 医師 からは専門的なお立場からご指導を、
東京大学 医学部附属病院 病院長補佐 臨床工学技士からは、様々なご助言をそれぞれ賜り、
作成した。

ガイドラインを作成するにあたり、様々な資料を引用

- ・ 理化学研究所・神戸大学「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」
- ・ サラヤ株式会社. 医療従事者向けサイト Medical SARAYA.

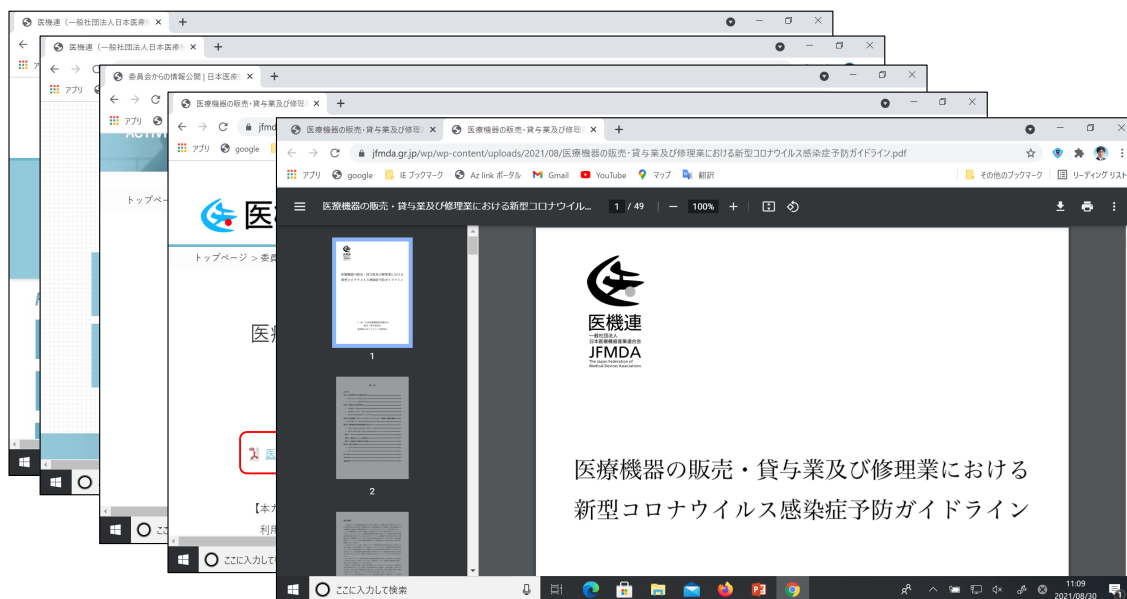
(URL.<https://med.saraya.com/kansen/ppe/chakudatsu/gown.html>
2021年3月22日現在)

- ・ 小野薬品工業 (知っておきたい新型コロナウイルス感染症関連用語集

https://p.ono-oncology.jp/care/covid-19/05_glossary/01.html

引用元の使用許諾をとった上で、記載した。

今回説明したガイドラインの入手方法



さいごに

事業者は、予め対応事項を定め、従業員への周知を!

感染予防が第一、いつ、感染者が出るかわからない。

本稿の内容は、すべてを遵守するのは難しい場面もあります。

「すべてを絶対に守らなければならない」、「守れないときはどうするのですか?」という受け止めではなく、日々、行動する中で直面する様々な状況に対して、最大限配慮するためのコツだと捉えてください。

本稿を参考にして、皆さまそれぞれが感染予防に努めてください。

医療機関への迅速で切れ目のない医療機器の提供、医療現場への立入りに際しての安全性の確保の重視により、安全で安定した供給体制を確保する。

ご清聴ありがとうございました。

